令和５年(2023 年)５月２日

保護者　様

栗東市教育委員会
栗東市立葉山小学校

５類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

平素は学校教育ならびに感染症の拡大防止にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

この度、文部科学省より「５類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」通知がありました。これを受け、本市立小中学校では、５月８日以降の主な対応を以下の通りとし、基本的な感染対策を継続しながら子どもの安全・安心を第一に教育活動を進めてまいります。

保護者の皆様におかれましては、本対応へのご理解ご協力をお願い申しあげます。

記

１　主な変更点

	令和５年５月７日まで	令和５年５月８日以降
（１）　基本的な感染対策の考え方	・家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握 ・適切な換気の確保 ・手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導 などの対策を実施	・左記対策を継続します。 ・登校前の家庭での健康状態の把握をお願いします。「健康観察表」の提出は求めません。 ・感染が流行している場合などには、大声での発声や会話を控え、身体的距離を確保する等の対策を講じる場合があります。
（２）　発熱等普段と異なる症状がある場合の対応	・登校せず自宅で休養するよう徹底（出席停止の扱い）	・無理をせず自宅で休養するようお願いします。**（欠席の扱い）** ・新型コロナウイルスに感染している場合は、出席停止の扱いとなります。
（３）　出席停止の期間の基準の設定	・治癒するまで （発症した後７日）	・発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで。
（４）　濃厚接触者の取扱い	・出席停止の措置	・濃厚接触者としての特定は行われないことから、感染が確認されていない場合は、出席停止の対象としません。

裏面もあります。

（５）　臨時休業（学級閉鎖）の判断基準	・同一学級において、以下のいずれかに該当する場合 ①同日に複数の感染者の確認 ②感染者が１名であっても、周囲に複数の未診断の風邪等の症状を有する者の確認	・同一学級において、以下のいずれかに該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合 ①複数の感染者の確認 ②学校医の助言を踏まえ、休業が必要と判断した場合

２　その他

（１）　新型コロナウイルス感染症にり患した場合の証明書等

出席停止の取扱いとなります。インフルエンザ同様に、医師の証明書を提出いただかなくても出席停止扱いとします。ただし、証明書の代わりに、「新型コロナウイルス感染症連絡用紙」（下記記入例）を提出いただくことになりますので、ご協力をお願いします。用紙は学校にあります。（本校ホームページにもアップロードしています。）用紙の提出については、登校する際で構いません。

（２）　感染が不安で休ませたい場合の出欠の取扱い

同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって他に手段がない場合や、医療的ケアが必要、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高くなる場合などにおいては、出席停止とします。これらの事由以外の場合は、基本的には欠席となりますが、配慮すべき事項等がありましたら学校へご相談ください。

記入例

新型コロナウイルス感染症 連絡用紙

医療機関名、診断日を
それぞれご記入ください。
検査キットで判明された場合は
「検査キット」とご記入ください。

栗東市立葉山小学校長　様

新型コロナウイルス感染症と診断（判明）されま

１　受診をした医療機関名もしくは検査キット等の活用

○△□　医院

２　新型コロナウイルス感染症と診断（判明）された日　令和５年○△月○△日

１　年　３　組　　児童生徒名　　□□□　　□□□

自署の場合は
押印不要です。

お子さんのお名前等
をご記入ください。

保 護 者 名　　□□□　　○○○　　印